

第1章 はじめに一基本計画策定に当たって

1 基本計画策定の背景・意義（目的）

広陵町の文化芸術活動の拠点として、昭和48年（1973年）に広陵中央公民館が開館し、さまざまな文化芸術活動が行われてきました。しかし、建築から50年近くが経過し、施設の老朽化等の課題があり、以前から改修の検討を行ってきました。

また、他の公共施設においても同様に、建築後年数が経過していることから、施設の維持や管理についての現状の把握と課題を明らかにして、公共施設が抱えるさまざまな課題への対応と、総合的な公共施設マネジメント^{※1}に関する基本計画として、平成28年（2016年）に「広陵町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

そういった中で、平成29年（2017年）8月に公民館を拠点として活動する方を中心とした「広陵中央公民館の建て替えを要望する会」から、町長に「広陵中央公民館の早期の建て替えに関する要望書」に要望署名一万筆を添えて提出され、同年12月1日に同会から議会に「広陵中央公民館の早期建て替えを求める請願書」が提出され、全会一致で採択されました。町としては、このことを重く受け止め、「概ね5年をめどに基本方針を決定し、その後できるだけ早期の建替をめざす」（令和元年（2019年）9月議会における町長答弁）を基本として、令和元年（2019年）12月に条例に基づく会議体として、広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置しました。

検討委員会では、この計画策定に先立ち、広陵町の文化芸術施策及び生涯学習推進についての基本的方向を定めることを目的に、「広陵町の文化芸術推進基本計画（仮称）に関する基本方針（ビジョン）」が取りまとめられました。

なお、検討委員会の役割は、広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会設置条例（令和元年12月広陵町条例第20号）第2条に定められています。

- (1) 町に根ざした文化芸術活動のあり方及び方向性並びに地方文化芸術推進基本計画に関すること。
- (2) 町が目指すべき公民館のあり方及び建替等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が文化芸術の振興及び公民館のあり方に関し必要と認めること。

注 ※1 公共施設マネジメント：公共施設を自治体経営の視点から、総合的・統括的に管理・運営・活用する仕組み

広陵町では、現在、中央公民館のあり方や建替が課題として挙がっている一方、文化芸術政策及び生涯学習の推進についての基本的な方向が定まっておらず、長期的な政策・施策・事業が立てにくい状況にあります。一方、検討委員会での議論と時期を同じくして策定が進められた広陵町自治基本条例（令和3年5月広陵町条例第1号）

には「文化及び生涯学習のまちづくり」が盛り込まれており、政策の根底に文化芸術、生涯学習が据えられています。

このような背景を踏まえて、先にまとめたビジョンを骨格として、町民の文化芸術を享受する権利を実現するとともに、よりよい公民館像を明らかにし、文化芸術施策及び生涯学習施策の基本として、住民参画のもと、本計画が取りまとめられました。

なお、広陵町自治基本条例では、文化芸術及び生涯学習の重要性に鑑み、次のように定めています。

■広陵町自治基本条例

(文化のまちづくり)

第 19 条 町は、文化芸術スポーツ活動について、年齢、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、町民一人一人が文化芸術スポーツ活動の根付く生活を営むことができる地域社会を実現するための環境整備に努めなければならない。

2 町民及び町は、文化財の重要性を認識し、その保護に努め、先人が守り育て培ってきた伝統文化を継承するよう努めなければならない。

3 文化芸術スポーツに関し必要な事項は、町長が定める。

(生涯学習のまちづくり)

第 20 条 町民は、豊かな人間性を育むとともに、町政やまちづくりに参画するための知識や考え方を学ぶため、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、生涯にわたって学習する権利を有する。

2 町長等は、町民の参画と協働を推進し、自律的なまちづくりを支援するための学習機会を提供するとともに、その活動に対して支援、その他必要な措置を講じるものとする。

3 町民及び町は、学習した成果をまちづくりに生かせるよう努めるものとする。

2 基本計画の位置づけ

本計画は、第 5 次広陵町総合計画を踏まえ、広陵町の文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本となる理念及び方向を示した指針であると同時に、町民（団体、事業者を含む。）と行政の文化協働のあり方を示したものです。

なお、本計画は、文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）第 7 条の 2 にある「地方文化芸術推進基本計画」に相当します。

3 基本計画の期間

本計画の期間は、令和 4 年度（2022 年度）から令和 13 年度（2031 年度）までとし、必要に応じて見直すものとします。

4 基本計画の領域（対象、文化芸術の範囲）

本計画の対象とする文化芸術の領域は、文化芸術の推進の対象を、文化芸術基本法に例示されている活動分野を参考にして、広陵町の実情を踏まえて領域を設定します。これらの領域は、大きく市民文化^{※2}と都市文化^{※3}に整理することができます。

文化芸術の範囲を、鑑賞や創造行為だけでなく広くとらえ、日常的な衣食住をはじめとする暮らしを彩るさまざまなものや行為、あるいは人が社会や歴史の中で育んできた価値観など一人ひとりのアイデンティティの核となるものも含みます。

（市民文化^{※2}）

- ・ 芸術文化（音楽、演劇、美術、文芸、写真、舞踊、映画など）
- ・ 市民文化（音楽、演劇、美術、文芸、写真、舞踊等市民の自主的活動など）
- ・ 民俗文化、伝承芸能など
- ・ メディア芸術文化（映画、マンガ、アニメーションなど）
- ・ 芸能
- ・ 生活文化、国民娯楽（食文化、茶道、華道、書道、囲碁、将棋、ゲームなど）

（都市文化^{※3}=まちづくり文化）

- ・ 自然、風土（山並み、丘陵、河川、池沼、田園、公園、街中の緑など）
- ・ 歴史資源、文化財（古墳、社寺、出土品など）
- ・ 街並み景観、風土景観（アメニティ）
- ・ 産業文化（文化的産業、デザインなど）

注 ※2、※3 ここである「市民」文化、「都市」文化という言葉は、次の意味で使っています。「市民」は、地方公共団体としての市町村の住民という意味ではなく、近代の歴史において社会を構成する自立した個人であり、市民＝公民として公共をともに担う人という意味で使っています。「都市」とは、人口の大小の区別なく、一定の領域に集住する区域で、農村部、田園部と対比するものとして使っています。

また、広陵町の住民という意味で「町民」という言葉を使う場合があります。

5 文化芸術活動の主体

広陵町の文化芸術活動の主体は町民（文化芸術活動団体）です。一方で、文化としてのまちづくりにおいては行政の役割が大きく、この実現の過程では町民との協働が必要です。文化芸術活動の主体は、一人ひとりの町民はもちろん、文化活動団体、創造団体（アーティスト）、文化を支える個人及び団体、文化に参加する学校・園、企業・事業者、文化芸術のプロデューサーも含まれます。また、広陵町の住民だけでなく、通勤者、通学者、広陵町を訪れる人（観光客）、広陵町に来演する人、広陵町出身者、

などの関係人口も含まれると考えられます。

さらに、文化芸術は自治体の境界を軽々と越えて、交流し広がっていくものであることから、広陵町内だけでなく、近隣の自治体にも視野を広げる必要があります。文化芸術活動においては、広域的な視点を持つ必要があります。

6 文化芸術に関する法律及び国際規約等

(1) 文化芸術に関する法律

文化芸術基本法の前文では、「文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。」という認識のもと、従前の「文化芸術振興基本法（平成 13 年（2001 年）12 月制定）」は平成 29 年（2017 年）に「文化芸術基本法」として改正されました。また、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）」（2012 年）、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）」（2018 年）を制定し、属性に関わりなく全ての人が文化芸術を享受する権利があることを謳っています。

（全文を資料編に掲載しています。）

(2) 国際規約

世界人権宣言（1948 年）では「すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。」（第 27 条）とされ、また、国際人権規約（1966 年）では、すべての者が「文化的な生活に参加する権利」（第 15 条）を認めるとしています。さらに、成人学習に関するハンプブルグ宣言（1997 年）においては、生涯学習の目的を「目の前に直面している自分たちの運命や社会の課題に対して、人びとや地域社会が自ら対処できる力を高めることである。」としており、今求められている視点です。

（抄録を資料編に掲載しています。）